

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 43 R1
提出年月日	令和 3 年 10 月 26 日

通信連絡設備に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 43 R0】の改訂版（R1）である。

改訂内容は以下のとおり。

○本文の 2.1, 2.2 として、第 5 回申請における申請対象と技術基準規則の関係の説明を追加した。

○添付 1 及び添付 2 について、記載の適正化を行った（他資料との記載表現の統一等）。

※【濃縮個別 43 R0】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 第1項の要求に係る申請対象	1
2.2 第2項の要求に係る申請対象	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	1
添付1 申請対象設備の「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合要否及び既認可からの変更について	
添付2 変更内容に係る補足説明事項について	

1. 概要

本資料は、第5回申請の【通信連絡設備に関する説明書】(以下「説明書」という。)において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

第5回申請において説明している内容は、「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」に基づく説明である。

新規制基準施行前から原子力防災資機材等として配備していた既設の資機材等について、改造、新設は行わないが、新たな要求事項である「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合を示すために、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備について申請する。第5回申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

また、今回申請対象設備の「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合要否、適合内容の既認可からの変更の有無等を添付1に示す。

2.1 第1項の要求に係る申請対象

第5回申請のうち第1項に係る設備は、所内通信連絡設備に該当するページング装置、所内携帯電話、業務用無線設備である。新たな要求事項に対する適合確認を行う。

2.2 第2項の要求に係る申請対象

第5回申請のうち第2項に係る設備は、所外通信連絡設備に該当する緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話である。新たな要求事項に対する適合確認を行う。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。

添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第 25 条 通信連絡設備」への適合要否及び既認可からの変更について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
76	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	回収側槽圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号一般バージ系コールドトラップ)	-	2	式	5	新設	非安重	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (原料シリンダ槽入口圧力計) (番号96) ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
79	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質槽	2号発回均質槽	6	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
80	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号製品シリンダ槽 (加熱器なし)	2号発回均質槽	5	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
81	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号製品シリンダ槽 (加熱器あり)	2号発回均質槽	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
82	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号原料シリンダ槽	2号発回均質槽	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
83	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号サンプル小分け装置	2号発回均質槽	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
84	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号工程用モニタ	2号発回均質槽	2	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
85	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号局所排気装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
86	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	中間製品容器	1号発回均質槽 2号発回均質槽	45	本	5	既設	非安重	-		-	-	同上
87	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	主要配管 (均質・ブレンディング系)	2号発回均質槽	-	式	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
88	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	防護カバー	2号発回均質槽	-	式	5	新設	非安重	1G		-	-	同上
89	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質槽内圧力計	2号発回均質槽	6	台	5	改造	非安重	第3類		-	-	同上
90	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計)	2号発回均質槽	12	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
91	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質槽内温度計	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
92	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質槽シリンダ重量計	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
93	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計)	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
94	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	製品シリンダ槽 (F) 内温度計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
95	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	製品シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
96	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (原料シリンダ槽入口圧力計)	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
97	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	原料シリンダ槽内温度計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
98	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	原料シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
99	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	サンプルシリンダ内圧力計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
100	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	加熱箱温度計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
101	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	工程用モニタHF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号118、122のインターロックと共用	-	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
102	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・減圧槽内圧力計 (番号133) ・減圧槽入口配管温度計 (番号134)	-	-	同上
103	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機 (番号211)	-	-	同上
104	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質槽槽内圧力異常高による運転停止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽内圧力計 (番号89)	-	-	同上
105	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口 圧力計) (番号90) ・均質槽内温度計 (番号91)	-	-	同上
106	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号均質槽 (番号79)	-	-	同上
107	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック (2号均質槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23 等のインターロックと共用	-	-	同上
108	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽シリンダ重量計 (番号92)	-	-	同上
109	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽内圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質槽)	-	12	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番 号93) ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口 圧力計) (番号90)	-	-	同上

今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
第二十五条第1項	第二十五条第2項	
-	-	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、 変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容 に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の 説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回数	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
110	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93) ・製品シリンダ槽 (F) 内温度計 (番号94)	-	-	同上
111	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上
112	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ槽シリンダ重量計 (番号95)	-	-	同上
113	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	3	式	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90) ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (製品シリンダ槽入口圧力計) (番号93)	-	-	同上
114	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計 (原料シリンダ槽入口圧力計) (番号96) ・原料シリンダ槽内温度計 (番号97)	-	-	同上
115	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回数	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												通信連絡設備		
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
116	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ槽シリンダ重量計 (番号98)	-	-	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの(要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの) △：適合性について既認可から変更がないもの(要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの) -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
117	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	
118	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号101、122のインターロックと共用	-	-	
119	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機 (番号211)	-	-	
120	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・サンプルシリンダ内圧力計 (番号99) ・加熱箱温度計 (番号100)	-	-	
121	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号サンプル小分け装置)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11、12) ※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	-	-	
122	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック (2号局所排気装置)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ (番号84) ※ ※当該検出器については、番号101、118のインターロックと共用	-	-	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
123	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック (2号局所排気装置)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上
124	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バジ系コールドトラップ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
125	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号減圧槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
126	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バジ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
127	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バジ系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
128	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バジ系プースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
129	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	2号均質バジ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
130	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	主要配管 (均質バジ系)	2号発回均質棟	-	式	5	既設	非安重	1G		-	-	同上
131	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	均質バジ系コールドトラップ内圧力計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
132	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	均質バジ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		-	-	同上
133	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	減圧槽内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		-	-	同上
134	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	減圧槽入口配管温度計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		-	-	同上
135	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質バジ系コールドトラップ)	-	2	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バジ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・均質バジ系コールドトラップ内圧力計 (番号131) ・均質バジ系コールドトラップ内温度計 (番号132)	-	-	同上
136	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号均質バジ系コールドトラップ)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質バジ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	-	-	同上
137	濃縮施設	均質・ブレンドインジ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質バジ系コールドトラップ)	-	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質バジ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	-	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
138	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号均質バージ系ロータリポンプ)	-	4	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 ・2号均質バージ系ロータリポンプ (番号129)	-	-	同上
139	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	カバー、シート	2号発回均質棟	-	式	5	新設	非安重	-		-	-	同上
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	-	式	5	既設	非安重	-		-	-	同上
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	-	式	5	改造	非安重	-		-	-	同上
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非安重	-		-	-	同上
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	原料シリンダ置台 (充填)	Aウラン貯蔵庫	228	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	製品シリンダ置台 (充填)	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	廃品シリンダ置台 (充填)	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	750	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質棟 2号発回均質棟	46	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質棟	21	組	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
151	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (A)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
152	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (B)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
153	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (C)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
154	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (D)	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
155	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (E)	搬出入棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
156	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (G)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
157	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (H)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
158	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (I)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
159	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (J)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
160	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (K)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
161	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (L)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
162	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (M)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
163	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (N)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
164	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (O)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
165	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (P)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
166	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	均質室天井走行クレーン	1号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
167	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	2号発回均質室天井走行クレーン	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	-	-	同上
168	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬出入台車	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	1	台	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
169	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬送台車	ウラン濃縮建屋 ウラン貯蔵・廃棄物建屋	5	台	5	既設	非安重	第1類		-	-	同上
214	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗缶廃水貯槽	中央操作棟	4	基	5	既設	非安重	1G		-	-	同上

今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
第二十五条第1項	第二十五条第2項	
【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） ー：条文要求を受けないもの		※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
通信連絡設備		

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
215	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	—	同上
216	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理脱水機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	—	同上
217	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	—	同上
218	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	—	同上
219	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水機凝集液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	—	同上
220	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（高放射性廃水処理系）	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	1G		—	—	同上
221	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰A	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
222	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰B	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（凝集槽）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	凝集槽に係るインターロック 検出器 ・凝集槽液位計（番号223）	—	—	同上
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（脱水ろ液タンク）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	脱水ろ液タンクに係るインターロック 検出器 ・脱水ろ液タンク液位計（番号224）	—	—	同上
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝沈処理水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
236	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	マイクロフィルタ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
237	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器循環タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
238	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
239	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器逆流タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
240	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過水pH調整タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上

【今回申請】欄
 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）
 △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）
 —：条文要求を受けないもの
 ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考	今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第二十五条第1項	第二十五条第2項	
241	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器処理水タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
242	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	弗素吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
243	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ウラン吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
244	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	イオン交換樹脂塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
245	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	中和タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
246	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1処理水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
247	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理脱水機送泥ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器逆洗ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	弗素吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1処理水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（低放射性廃水処理系）	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰C	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰D	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		—	—	同上
261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ピット液位スイッチ	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ピット液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	同上
264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（分析廃水ピット）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	分析廃水ピットに係るインターロック 検出器・分析廃水ピット液位スイッチ（番号261）	—	—	同上
265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（第1廃水調整ピット）	—	2	式	5	既設	非安重	第3類	第1廃水調整ピットに係るインターロック 検出器・第1廃水調整ピット液位計（番号262）	—	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（汚泥タンク）	-	-	式	5	既設	非安重	第3類	汚泥タンクに係るインターロック 検出器・汚泥タンク液位計（番号263）
267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	手洗废水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	
268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2废水調整ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理废水处理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室废水ビット1	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室废水ビット2	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室废水ビット3	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室废水ビット4	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性废水配管（非放射性废水処理系）	中央操作棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	既設	非安重	第3類	
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室废水タンク	中央操作棟	1	基	5	撤去	-	-	撤去機器のため対象外とする。
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室废水送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	撤去	-	-	
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	棟（ホットランドリー室）	中央操作棟	1	区画	5	撤去	-	-	
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室废水配管	中央操作棟	-	式	5	撤去	-	-	
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	-	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画（IF ₂ ボンベ置台）	2号発回均質棟	58	基	5	既設	非安重	-	
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（IF ₂ 発生・供給系）	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	撤去	-	-	撤去機器のため対象外とする。
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（回収系）	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	撤去	-	-	
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Aウラン濃縮廃棄物室）	Aウラン濃縮廃棄物建屋	1	区画	5	既設	非安重	-	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Bウラン濃縮廃棄物室）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	既設	非安重	-	
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	-	
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Dウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	-	
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（使用済遠心機保管室）	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	-	
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア））	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	撤去	-	-	撤去機器のため対象外とする。

今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
第二十五条第1項	第二十五条第2項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	撤去機器のため対象外とする。
-	-	同上
-	-	同上
-	-	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
-	-	同上
-	-	撤去機器のため対象外とする。
-	-	同上
-	-	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
-	-	同上
-	-	同上
-	-	同上
-	-	撤去機器のため対象外とする。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	HFセンサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非安重	1G, 第2類	
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備 (均質槽防護カバー内のセンサーの新設)	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類	
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非安重	1G	
327	その他の加工施設	非常用設備	ハロンボンベ (2号中間室, 2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	19	本	5	新設	非安重	第3類	
328	その他の加工施設	非常用設備	ハロンボンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非安重	第3類	
329	その他の加工施設	非常用設備	主要配管 (ハロン消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類	
330	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ボンベ (2号中間室用)	中央操作棟 渡り廊下	22	本	5	新設	非安重	第3類	
331	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ボンベ (2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	25	本	5	新設	非安重	第3類	
332	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ボンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	7	本	5	新設	非安重	第3類	
333	その他の加工施設	非常用設備	主要配管 (二酸化炭素消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類	
334	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン濃縮建屋)	—	—	式	5	改造	非安重	1G, 第2類	
335	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋)	—	—	式	5	改造	非安重	1G	
352	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備	サンプル保管戸棚	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第2類	
358	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計A	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	
359	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計B	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	
360	その他の加工施設	洗缶設備	洗缶架台	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	
361	その他の加工施設	除染設備	除染ハウス	中央操作棟	1	式	5	改造	非安重	第3類	
362	その他の加工施設	除染設備	除染排気処理装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	
363	その他の加工施設	除染設備	除染排風機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	
364	その他の加工施設	除染設備	主要除染ダクト	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第2類	
365	その他の加工施設	除染設備	ドライクリーニング装置	中央操作棟	1	台	5	撤去	—	—	
366	その他の加工施設	通信連絡設備	ページング装置	工場各所	—	式	5	既設	非安重	—	
367	その他の加工施設	通信連絡設備	通信連絡設備	—	—	式	5	既設	非安重	—	
368	その他の加工施設	通信連絡設備	業務用無線設備	—	—	式	5	既設	非安重	—	
369	その他の加工施設	通信連絡設備	緊急時電話回線	—	—	式	5	既設	非安重	—	
370	その他の加工施設	通信連絡設備	ファクシミリ装置	—	—	式	5	既設	非安重	—	
371	その他の加工施設	通信連絡設備	携帯電話	—	—	式	5	既設	非安重	—	
372	その他の加工施設	通信連絡設備	衛星電話	—	—	式	5	既設	非安重	—	
373	その他の加工施設	緊急時対策所	緊急時対策所 (事業部対策本部室)	—	—	式	5	既設	非安重	—	

今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
第二十五条第1項	第二十五条第2項	
—	—	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） —：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
—	—	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	撤去機器のため対象外とする。
○	—	所内通信連絡設備に該当するため対象とする。
○	—	同上
○	—	同上
—	○	所外通信連絡設備に該当するため対象とする。
—	○	同上
—	○	同上
—	—	通信連絡に用いる設備ではないため対象外とする。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考
374	その他の加工施設	中央制御室	中央制御室	—	—	式	5	既設	非安重	—	
378	その他の加工施設	溢水防護設備	遮断弁	中央操作棟	—	式	5	新設	非安重	1G	
379	その他の加工施設	溢水防護設備	被水防護板	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	—	
380	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（固定式）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 1号カスケード棟	18	基	5	新設	非安重	1G	
381	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（着脱式）	中央操作棟	3	基	5	新設	非安重	1G	
382	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護扉	2号発回均質棟	1	基	5	新設	非安重	第3類	
383	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護板（A,B）	2号発回均質棟	2	基	5	新設	非安重	第3類	

(注) 本資料以外の補足説明資料で示した変更内容（機器の数量等に係る変更）については、今後適切なタイミングで反映する。

今回申請		技術基準への適合に関する変更有無の考え方
通信連絡設備		<p>【今回申請】欄</p> <p>○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）</p> <p>△：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）</p> <p>—：条文要求を受けないもの</p> <p>※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。</p>
第二十五条第1項	第二十五条第2項	
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上
—	—	同上

添付 2

変更内容に係る補足説明事項について

【第5回申請】

設工認申請書	補足説明	備考
<p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第25条に基づき、通信連絡設備について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計基準事故時において、設計基準事故が発生した場所又は発生を確認した場所から、本施設の各所の者へ連絡を行う所内通信連絡設備及び事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う所外通信連絡設備を設置する。^(注1) また、通信連絡設備は、重大事故に至るおそれがある事故の対処においても使用する。</p> <p>3. 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備は、以下の設計とする。各設備の保有数等を表1に示す。 (1) 所内通信連絡設備は、設計基準事故時等において、本施設の各所の者へ退避の指示及び作業の指示を行うために設置する。ページング装置にはサイレンを鳴動できるよう警報装置を設ける。 (2) 所内通信連絡設備は、異なる仕様の回線（無線及び有線）をそれぞれ複数配備する。</p> <p>4. 所外通信連絡設備 所外通信連絡設備は、以下の設計とする。各設備の保有数等を表1に示す。 (1) 所外通信連絡設備は、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話及び衛星電話を設置し、複数の通信回線により、また、複数の設備を配備することにより、多様性を確保した設計とする。なお、設計基準事故時等において、国等の事業所外の必要箇所に設計基準事故等の発生に係る通信連絡を行うために設置する。 a. 緊急時電話回線は緊急時対策所（事業部対策本部室）に設置し、電気通信事業者回線を用いて事業所外と連絡が行える設計とする。 b. ファクシミリ装置は緊急時対策所（事業部対策本部室）及び正門警備所に設置し、電気通信事業者回線を用いて、情報を書面にて事業所外と連絡が行える設計とする。 c. 携帯電話は非常時対策組織本部及び実施組織と支援組織の各班長へ個人配布され、電気通信事業者回線を用いて、事業所外と連絡が行える設計とする。 d. 衛星電話は中央制御室、緊急時対策所（事業部対策本部室）、北警備所及び正門警備所に設置し、静止衛星や衛星基地局を経由して事業所外と連絡が行える設計とする。 (2) 所外通信連絡設備は、廃棄物埋設施設と共用する。共用する設備は、緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話であり、共用によって本施設の安全性を損なうことはない。</p> <p>5. 外部電源喪失時への考慮 (1) 通信連絡設備は、外部電源喪失時に非常用電源設備に接続し、又はバッテリーを内蔵するものとし、外部電源が得られない場合でも動作可能な設計とする。各設備の外部電源喪失時の供給電源を表1に示す。</p>	<p>(注1) 新規制基準施行前から原子力防災資機材等として配備していた既設の資機材等について、改造、新設は行わないが、新たな要求である「技術基準規則 第25条 通信連絡設備」への適合を示すために、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備について申請する。</p>	

※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

設工認申請書					
表1 通信連絡設備一覧表 (注2) (注3)					
資機材	保有数・容量	主要保管場所	外部電源喪失時の供給電源	通信回線	
所内通信連絡設備	ページング装置	工場各所, 事務所に複数台	工場, 事務所	バッテリー, 非常用電源設備	有線
	所内携帯電話	—	個人配布	バッテリー	無線
	業務用無線設備	非常時対策組織の実施組織各班, 本部, 現場指揮者等の活動場所, 組数等を考慮した数量※1	工場, 事務所他[屋外資機材置場]	バッテリー	無線
所外通信連絡設備	緊急時電話回線※2	緊急時対策所(事業部対策本部室)の本部, 各班に各1台以上※1	事務所[事務所, 個人配布他]	電気通信事業者の局舎より供給	有線
	ファクシミリ装置※2	緊急時対策所(事業部対策本部室)他に複数台	事務所他	非常用電源設備(コンセントに供給)	有線
	携帯電話※2	非常時対策組織の本部, 班長の人数分※1	個人配布	バッテリー	無線
	衛星電話※2	緊急時対策所(事業部対策本部室)他に複数台	工場, 事務所他	バッテリー	無線

※1: 非常時対策組織の要員等を考慮した台数を配備する。
 ※2: 廃棄物埋設施設と共用する。

補足説明				備考	
(注2) 通信連絡設備は重大事故等の対処においても使用する資機材であり, 保安規定に基づき管理を行う。保安規定で定める内容を以下に示す。					
表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等					
資機材等	必要数	点検頻度	点検内容		
通信連絡設備	ページング装置	1式	1回/年	外観, 機能	
	所内携帯電話	非常時対策組織要員分	訓練の都度	外観, 機能	
	業務用無線設備(アナログ式)	12台	1回/年	外観, 員数, 機能	
	業務用無線設備(デジタル式)	12台	1回/年	外観, 員数, 機能	
	緊急時電話回線	13回線	1回/年	外観, 員数, 機能	
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話, 携帯電話, 衛星電話に含む	所内携帯電話, 携帯電話, 衛星電話と同様	所内携帯電話, 携帯電話, 衛星電話と同様	
	ファクシミリ装置	3台	1回/年	外観, 員数, 機能	
	携帯電話	18台	1回/年	外観, 員数, 機能	
	衛星電話	4台	1回/年	外観, 員数, 機能	

(加工施設保安規定 第49次改正(2021年9月26日施行) より一部抜粋)

(注3) 各通信連絡設の関係図を以下に示す。

